十八　保安基準第十一条第二項に定める基準に係る試験	十二万五千円
十九　保安基準第十一条の二第二項に定める基準に係る試験（第五号に掲げる試験を除く。）	十二万五千円
二十　保安基準第十一条の二第三項に定める基準に係る試験	十二万五千円
二十一　保安基準第十二条に定める基準に係る試験（第五号及び第二十三号に掲げる試験を除く。）（専ら乗用の用に供する自動車であって乗車定員十人未満のもの（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、大型特殊自動車及び最高速度二十五キロメートル毎時以下の自動車（被牽引自動車を除く。）に係る試験を除く。）	四十七万七千円
二十二　保安基準第十二条に定める基準に係る試験（第五号及び次号に掲げる試験を除く。）（専ら乗用の用に供する自動車であって乗車定員十人未満のもの（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、大型特殊自動車、最高速度二十五キロメートル毎時以下の自動車及び被牽引自動車を除く。）に係る試験に限る。）	二十七万円
二十三　保安基準第十二条第一項に定める基準のうち、衝突被害軽減制動制御装置に係る試験	十八万七千円
二十四　保安基準第十二条第一項に定める基準に係る試験（第五号及び前号に掲げる試験を除く。）（二輪自動車、側車付二輪自動車及び三輪自動車（最高速度二十五キロメートル毎時以下の自動車及び被牽引自動車を除く。）に係る試験に限る。）	十八万七千円
二十五　保安基準第十二条第一項に定める基準に係る試験（第五号及び第二十三号に掲げる試験を除く。）（大型特殊自動車及び最高速度二十五キロメートル毎時以下の自動車（被牽引自動車を除く。）に係る試験に限る。）	十二万五千円
二十六　保安基準第十三条に定める基準に係る試験（第五号に掲げる試験を除く。）	四十七万七千円
二十七　保安基準第十五条第一項に定める基準に係る試験（第五号に掲げる試験を除く。）（専ら乗用の用に供する乗車定員十人以下の三輪自動車に係る試験を除く。）	三十五万二千円
二十八　保安基準第十五条第一項に定める基準に係る試験（第五号に掲げる試験を除く。）（専ら乗用の用に供する乗車定員十人以下の三輪自動車に係る試験に限る。）	二十七万円
二十九　保安基準第十五条第二項に定める基準に係る試験（乗車定員十人未満の自動車（三輪自動車を除く。）に係る試験に限る。）	十八万七千円
三十　保安基準第十五条第二項に定める基準に係る試験（乗車定員十人未満の自動車（三輪自動車を除く。）に係る試験を除く。）	二十七万円
三十一　保安基準第十七条第一項に定める基準のうち、燃料装置の強度及び構造に係る試験（圧縮天然ガスを燃料とする自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、大型特殊自動車及び被牽引自動車を除く。）に係る試験に限る。）	十八万七千円
三十二　保安基準第十七条第一項に定める基準のうち、燃料装置の強度及び構造に係る試験（圧縮天然ガスを燃料とする自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、大型特殊自動車及び被牽引自動車を除く。）に係る試験に限る。）	四十七万七千円
三十三　保安基準第十七条第一項に定める基準のうち、燃料装置の取付方法に係る試験（圧縮天然ガスを燃料とする自動車に係る試験に限る。）	十八万七千円

三十四　保安基準第十七条第一項に定める基準のうち、燃料装置の強度、構造及び取付方法に係る試験（圧縮水素ガスを燃料とする自動車に係る試験に限る。）	十二万五千円
三十五　保安基準第十七条第二項に定める基準のうち、燃料装置の強度及び構造に係る試験	十八万七千円
三十六　保安基準第十七条第二項に定める基準のうち、燃料装置の取付方法に係る試験	十八万七千円
三十七　保安基準第十七条第三項に定める基準に係る試験	二十七万円
三十八　保安基準第十七条の二第二項に定める基準に係る試験	四十七万七千円
三十九　保安基準第十七条の二第三項に定める基準のうち、車体の高電圧による乗車人員への感電の防止に係る試験	十二万五千円
四十　保安基準第十七条の二第三項及び第四項に定める基準のうち、原動機用蓄電池の高電圧による乗車人員への感電の防止に係る試験	六十四万二千円
四十一　保安基準第十七条の二第四項に定める基準のうち、フルラップ前面衝突時（自動車の前面が衝突等による衝撃を受けたときをいう。）及び後面衝突時の高電圧による乗車人員への感電の防止に係る試験	二十七万円
四十二　保安基準第十七条の二第四項に定める基準のうち、オフセット前面衝突時（自動車の前面のうち運転者席側の一部が衝突等により変形を生じたときをいう。以下同じ。）の高電圧による乗車人員への感電の防止に係る試験	二十七万円
四十三　保安基準第十七条の二第四項に定める基準のうち、側面衝突時の高電圧による乗車人員への感電の防止に係る試験	二十七万円
四十四　保安基準第十七条の二第四項に定める基準のうち、衝突時のかじ取り装置の高電圧による乗車人員への感電の防止に係る試験	十八万七千円
四十五　保安基準第十七条の二第四項に定める基準に係る試験（前五号に掲げる試験を除く。）	十二万五千円
四十六　保安基準第十八条第一項に定める基準に係る試験（第五号に掲げる試験を除く。）	十二万五千円
四十七　保安基準第十八条第二項に定める基準に係る試験	二十七万円
四十八　保安基準第十八条第三項に定める基準に係る試験	二十七万円
四十九　保安基準第十八条第四項に定める基準に係る試験	二十七万円
五十　保安基準第十八条第五項に定める基準に係る試験	二十七万円
五十一　保安基準第十八条第六項に定める基準に係る試験	四十七万七千円
五十二　保安基準第十八条の二第三項に定める基準に係る試験（第五号に掲げる試験を除く。）	十二万五千円
五十三　保安基準第十八条の二第四項に定める基準に係る試験	十二万五千円
五十四　保安基準第十八条の二第五項に定める基準に係る試験（第五号に掲げる試験を除く。）	十二万五千円